令和７年10月発行

国分寺市 農業委員会だより

第53号

市内農地面積:126.64ha
（令和7.1.1現在）

国立市農業委員会の活動を視察しました

女性新規就農者の事例

新規就農者である中村早緒理さん（写真左）は、東京農業アカデミーで農業を学び、その縁で国立市内農地所有者から都市農地を貸借し、就農しました。

就農前後で、農業だけでなく起業家の視点を持たなくてはいけない点にイメージの差を感じたとのことです。

農地・農家が減少する中で、農地を守るため、貴重な話を伺うことができました。

国立市農業委員会との意見交換会

各農業委員会で行っている取組を紹介しました。

国立市では、市民農園が多く開設されており、意見交換会では、農地貸借やマッチング等に対して議論をしました。

また、直売の支援も精力的に行われており、学校給食の地場産野菜普及に係る取組について御質問させていただきました。

水田の視察

市内の小学生が、田植・稲刈りを体験する水田を視察してきました。

国立市では、作付品目のうち、水稲の作付面積が１位になっています。

こちらの水田近くにある「城山さとのいえ」は、「農の情報発信の拠点」となっており、若い世代をはじめとした市民と農業との交流の手法を学びました。

農地の関連でよくある質問について

農地転用とは？

農地を農地以外（宅地、駐車場、道路等）にすることを農地転用と言います。農地を農地以外にする際には、あらかじめ、**農地転用届を農業委員会に届出**する必要があります。

届出はいつまで？

工事着工の２週間前までに農業委員会へ届出をお願いします。受理通知書の発行について、お急ぎの要望をしばしば受けますので、期間に余裕を持って、届出をお願いします。

相続して農業を続ける場合、届出は必要？

農地法３条の３の届出が必要です。相続等により、農地の権利を取得した方は、遅滞なく（おおむね10か月）農業委員会に届出をする必要があります。これは、納税猶予制度等の手続きとは別になりますので御注意ください。

一時的に畑以外で使用する場合は？

工事等の関係で、農地を一時的に畑以外として使う場合には**農地の一時転用の届出が必要**になります。期間・規模・用途によっては、本届出に該当しない場合がありますので、一時転用の可能性がありましたら、農業委員会事務局へ御相談ください。

どれくらい農地転用が行われているの？

市内における令和６年度の農地転用届の内訳は下表のとおりとなります。

農地転用届の内訳（2024年４月～2025年３月）

種別	件数	筆数	面積
農地法第４条 （所有者が変わらない農地転用）	14件	24筆	約8,797㎡
農地法第５条 （所有者が変わる農地転用）	40件	83筆	約39,369㎡
全体	54件	107筆	約48,166㎡

生産緑地保全の推進について
～生産緑地法施行令の一部を改正する政令～

背景

　生産緑地法では、生産緑地地区内における建築等の行為について、農地が有する緑地機能の保全を目的として、市町村長の許可を要する行為制限を定めています。
　しかし、農林漁業を営む目的で行う施設の設置・管理に係る一定規模以下の行為制限については、対象外としています。

政令の概要

　今回の改正で、新たに、休憩所・加工工場・直売所・農家レストラン等の施設の設置・管理に係る一定の行為について、行為制限の対象となりました。
　今後、生産緑地において、これらの施設を設置等する場合は、市まちづくり計画課（℡042-312-8664）へお問い合せください。

～農業者年金に加入しましょう～

　農業者年金は積立方式の、農業者のためだけの公的年金です。**支払う保険料は全額社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税の節税にもなります。
　加入対象は右記の全てを満たす方です。

① 国民年金第1号被保険者

② 年間60日以上の農業従事者

③ 20歳以上60歳未満の者

地区別懇談会

を開催します！

11月10日(月) ＪＡ東京むさし国分寺支店2階

11月17日(月) ひかりプラザ203･204号室

（両日とも18:00～20:00）

内容 ～ 後継者・若者向け ～

① (一社)東京都農業会議職員による農業者年金制度の紹介
② 農地利用状況調査の結果報告
③ (一社)東京都農業会議の職員による講演
【新規参入と次世代への継承】
④ 都市農地貸借円滑化法の事例紹介
⑤ 農地相続経験者からのアドバイス
⑥ 後継者へのインタビュー

▲昨年の地区別懇談会での
活発な懇談の様子

発行 国分寺市農業委員会　〒185-8501 東京都国分寺市泉町2-2-18 TEL042-312-8612